

議案第54号

国道25号（御堂筋）道路空間再編工事請負契約締結について

国道25号（御堂筋）道路空間再編工事請負契約を次の要項により締結する。

- |   |         |  |                 |
|---|---------|--|-----------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 道路空間再編工事<br>延長   | 一式<br>1,604メートル |
| 2 | 契約の相手方  | 大阪市北区西天満5丁目6番4号<br>フジタ道路・ワコーテクノ特定建設工事共同企業体<br>構成員 フジタ道路株式会社<br>株式会社 ワコーテクノ   |                 |
| 3 | 契 約 金 額 | 1,537,690,000円   |                 |
| 4 | しゅん工期限  | 令和7年2月28日  |                 |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪府中央区久太郎町3丁目、久太郎町4丁目、北久宝寺町3丁目、北久宝寺町4丁目、南久宝寺町3丁目、南久宝寺町4丁目、博労町3丁目、博労町4丁目、南船場3丁目、南船場4丁目、心齋橋筋1丁目、心齋橋筋2丁目、西心齋橋1丁目、西心齋橋2丁目、道頓堀1丁目、道頓堀2丁目、難波1丁目及び難波2丁目 |                 |

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

国道25号（御堂筋）道路空間再編工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。